

## クウェートにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	日機輪	(1)	船積前検査義務付け	・通関時、第三者機関による出荷前商品検査証が必要であるが(サウジ: SASO クウェート: KUSO)、コストが非常に高額である。検査の内容も頻繁に変更される。 (継続)	・出荷前検査が必要な国は世界でも数少なく、対象国に制度廃止を打診していただきたい。	・税関関連法
	日機輪	(2)	貿易書類における領事査証取得義務	・インボイスなどの貿易書類において、領事査証が必要。コスト、余計なリードタイムが発生する。 (継続)	・領事査証の要求が残っている国は世界でも数少なく対象国に制度廃止を打診していただきたい。	・税関関連法
14 税制	日機輪	(1)	留保金制度	・クウェートでの石油精製、石油化学、天然ガス処理、液化天然ガス(LNG)プラント等の建設プロジェクト(設計・機材調達・建設一括請負)では、税務当局から発行されるNo Objection CertificateやTax Clearance Certificateと呼ばれる、いわゆる納税義務完了通知書の取得まで契約金額の一部(=クウェートは5%、カタールは3%)を留保される制度があり、資金回収面で期間の不利益が生じる。	・左記のような留保金(リテンション)制度を適用しないでいただきたい。	
	日機輪	(2)	本社経費の付け替え	・クウェートでの石油精製、石油化学、天然ガス処理、液化天然ガス(LNG)プラント等の建設プロジェクト(設計・機材調達・建設一括請負)においては、個別プロジェクトにて発生する販売費及び一般管理費や工務部門間接費の付け替え(賦課)について、カタールでは(売上高 - 外部仕入高)の3%、クウェートでは3.5%しか認められず、オマーンにおいては売上高の3%、もしくは本社販間費の3%しか認められない。 個別プロジェクトの遂行過程では、本社機能や間接部門のサポートも不可欠であるが、プロジェクトをサポートする上で発生する人件費や経費は、上記の見直し額では実状とかけ離れたものとなっている。	・個別プロジェクトにおいて発生する販売費・一般管理費や工務(製造)部門間接費については、発生の実状に則したレベルでの付け替えを認めていただきたい。	
	日機輪	(3)	課税対象範囲	・クウェートでは、プラント輸出契約(設計・機材調達・建設の一括請負契約)について契約金額総額が課税対象になる。そのため設計役務など当該国外(例えば、日本、第三国など)において提供された役務についてもすべてが課税対象になる。 特にクウェートでは、韓国等の一部の国が国外提供役務に対する免税を勝ち取っており、日本がそれらの国とプラント輸出で競合する場合、税制上不利になる。	・プラント輸出契約(設計・機材調達・建設の一括請負契約)において設計役務などプラント建設国外(例えば、日本、第三国など)にて提供された役務については、課税対象外にしていただきたい。 ・恒久的施設(Permanent Establishment: PE)に帰属する所得を当該国での建設部分のみとするよう租税条約に明記頂きたい。 ・特にクウェートにおいて韓国等と競合する場合、税制面で不利を被らないようにしていただきたい。	
16 雇用	日機輪	(1)	スポンサー制度による弊害	・Work Visa(就労Visa)取得に関しスポンサーを介しての手続きになり、又関係各庁での手続きに時間がかかり、取得に手間取ることがある。具体的には弊社新所長が16年4月に赴任すべくWork Visa取得申請を3月より開始するも、約2カ月弱はかかり4月末の赴任となった。	・Visa、各種許可証取得手続きに係る簡略化・短縮化。 ・スポンサー制度の見直し。	・スポンサー制度関連法 ・雇用関連規則